

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年12月から6年9月までは24万円、同年10月から7年4月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から7年5月1日まで

私はA社に正社員として入社し、B店に配属された。主任になったとき給料が28万円に上がった。その後、会社と冬のボーナスのことでトラブルになり退社した。社会保険料がいくら差し引かれていたか覚えていないが、給料が28万円に上がってから退社するまで金額は変わらなかったのので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年12月から6年9月までは24万円、同年10月から7年4月までは30万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった7年11月30日の翌日に、申立人を含む21人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、上記の24万円及び30万円から、17万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成5年12月から6年9月までは24万円、同年10月から7年4月までは30万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年11月まで
結婚後、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれており、昭和39年当時、年配の女性が集金に来ていたのを覚えている。申立期間について、夫は納付しているのに、私の保険料が未納なのは不自然であり、納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その夫が地区の集金人を通じて申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身が保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、結婚後の昭和42年1月に、A市B区で新たな国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、手続の際発行された年金手帳には「41年12月5日資格取得」と記載されていることから、保険料徴収の地区担当員が、資格取得日より前の期間の保険料を集金したとは考えにくい。仮に申立人が、資格取得日の訂正手続を行ったとしても、42年1月の時点では、申立期間のほとんどの期間は、既に時効で保険料を納付できない期間、あるいは過年度納付によらなければ保険料を納付できない期間であり、地区担当員に保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納期間が多数散見され、納付に対する意欲が高かったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から28年4月1日まで

私は、昭和25年8月10日から2年半ぐらい、進駐軍A地区事業場に板金工として勤務していたが、年金加入記録が4か月しかないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年8月10日から28年3月31日まで進駐軍A地区事業場に板金工として勤務していたと主張し、同時期に板金工が二人以上勤務することはなかったと証言しているが、B県庁保管の同事業場に係る健康診断指令書には別の板金工の氏名が記載されており、同板金工は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業場において、申立期間中の26年2月1日に被保険者資格を取得し、28年6月10日に資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は前記板金工と面識が無いとしていることから、申立人は申立期間において当該事業場に勤務していなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間中に当該事業場に勤務していたことを示す資料等は無く、申立人の勤務状況を証言できる元同僚もいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。